

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2021年12月28日
【発行者の名称】	フローバル株式会社 (FLOBAL CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 吉高
【本店の所在の場所】	大阪市西区西本町一丁目15番10号
【電話番号】	06-6536-2680
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 外窪 勝
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	フローバル株式会社 https://flobal.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役もしくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 87 期 (中 間)	第 85 期	第 86 期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	2,645,209	4,983,846	4,636,043
経常利益 (千円)	122,171	231,719	178,376
親会社株主に帰属する中間 (当 期) 純利益 (千円)	80,308	147,951	155,590
中間包括利益又は包括利益 (千円)	83,108	150,986	149,243
純資産額 (千円)	1,967,362	1,741,320	1,885,010
総資産額 (千円)	3,385,287	2,847,888	2,982,351
1株当たり純資産額 (円)	4,292.23	3,779.07	4,110.54
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	175.16	321.09	337.91
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.1	61.1	63.2
自己資本利益率 (%)	4.1	8.9	8.6
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△271,400	493,764	420,600
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	320,622	△22,712	△55,695
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	27,023	△321,189	△145,317
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	678,352	372,430	596,908
従業員数 (名)	103	98	104
(外、平均臨時雇用者数)	(40)	(49)	(56)

(注) 1. 当社は、第 87 期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第 85 期及び第 86 期の中間連結財務諸表は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
6. 第 85 期及び第 86 期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第 87 期中間連結会計期間の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 86 期（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第 85 期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第 87 期中間については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく中間監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年10月31日 現在

従業員数（名）
102（43）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2021年10月31日 現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与 （千円）
94（41）	41.1	9.1	4,812

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、契約社員、パート社員及び派遣社員の給与は含まれておりません。
4. 当社は、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは前中間連結会計期間において中間連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っていません。また当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済及び日本経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受け、景気の先行きは不透明な状況が続きましたが、当社グループと相関性が高い工作機械・建設機械分野におきましては、ユーザー業種である製造業の設備投資に回復の動きがみられました。また建設・住宅分野においては、輸入建材の供給不足等の影響もあり新設住宅着工戸数は緩やかな増加に留まりましたが、住宅リフォーム分野は“巣ごもり需要”を背景に堅調に推移しました。

このような環境下、当社グループは、従来通り積極的な事業活動を継続し、収益の確保に取り組んでまいりました。

具体的には新商品開発においてプライベート・ブランド商品を推進し、主力商品の配管部品ブランド『フローバル』において純水・飲料用ワンタッチ継手「Fluidfit（フルードフィット）」や「SUS シール剤継手」、また機器・工具・用品ブランド『プロスタイルツール』において陸上ポンプ「キャリーポンプ」を上市しました。

その結果、売上高は 2,645,209 千円、営業利益は 110,662 千円、経常利益は 122,171 千円、親会社株主に帰属する中間純利益は 80,308 千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ、81,444 千円増加し、678,352 千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、271,400 千円の支出となりました。これは、税金等調整前中間純利益 122,171 千円の計上、売上債権の増加額 102,989 千円、棚卸資産の増加額 227,739 千円、仕入債務の減少額 14,917 千円、未払消費税等の減少額 31,658 千円、法人税等の支払額 23,971 千円などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、320,622 千円の収入となりました。これは有形固定資産の売却による収入 326,647 千円、差入保証金の回収による収入 25,200 千円、無形固定資産の取得による支出 15,601 千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 27,023 千円の収入となりました。これは短期借入による収入 60,000 千円、長期借入金の返済による支出 28,307 千円、リース債務の返済による支出 3,912 千円などによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておらず、また、受注は販売と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
各種設備機器・部品・材料の開発販売	2,645,209	—
合計	2,645,209	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が 100 分の 10 以上の相手先がないため記載を省略しております。
4. 当社グループは前中間連結会計期間において中間連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2021年11月12日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に 2021年12月16日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年9月29日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であ

り、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(1) J-Adviser 契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の (a) 又は (b) の場合の区分に従い、当該 (a) 又は (b) に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部もしくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受もしくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受もしくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a） 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b） 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a） 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Market の上場株券等

（b） 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社もしくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式もしくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(2) J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを

必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 【注記事項】 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 財務状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ、411,886 千円増加し、2,936,206 千円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加 82,008 千円、受取手形及び売掛金の増加 40,461 千円、電子記録債権の増加 62,486 千円、商品の増加 230,730 千円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ、8,950 千円減少し、449,080 千円となりました。主な要因は、その他（無形固定資産）の増加 13,986 千円、差入保証金の減少 25,179 千円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ、315,441 千円増加し、1,259,934 千円となりました。主な要因は、前受金の増加 320,647 千円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ、5,143 千円増加し、157,990 千円となりました。主な要因は、リース債務の増加 2,478 千円、役員退職慰労引当金の増加 2,086 千円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比べ、82,351 千円増加し、1,967,362 千円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加 80,308 千円、繰延ヘッジ損益の減少 2,207 千円、為替換算調整勘定の増加 4,726 千円であります。

(3) 経営成績の分析

「第一部 第3 1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部 第3 1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当社は、賃貸用不動産として所有しておりました固定資産を2021年7月9日開催の取締役会で譲渡することを決議いたしました。詳細は、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表 【注記事項】 (重要な後発事象)」をご参照ください。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2021年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,940,000	1,452,920	487,080	487,080	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	1,940,000	1,452,920	487,080	487,080	—	—

- (注) 1. 2021年6月29日開催の定時株主総会により、定款の変更が行われ、同日付で100株を1単位とする単元株制度を導入しております。
2. 2021年7月19日開催の臨時株主総会により、定款の変更が行われ、同日付で発行可能株式総数は460,000株減少し1,940,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年4月1日 2021年9月30日	—	487,080	—	90,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
岡田 吉高	大阪府大阪市北区	247,780	54.07
岡田産業(株)	大阪市福島区福島一丁目1番48号	163,000	35.57
岡田 令奈	大阪府大阪市阿倍野区	25,000	5.46
フローバル従業員持株会	大阪府大阪市西区西本町一丁目15番10号	20,000	4.36
齊藤 辰男	新潟県新潟市中央区	1,000	0.22
柳澤 順	兵庫県西宮市	900	0.20
白 太成	大阪府大阪市城東区	600	0.13
計	—	458,280	100.00

(注) 1. 当社が保有する自己株式数 28,800 株につきましては、上記の表及び持分比率の計算より除いております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 28,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 458,200	4,582	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 80	—	—
発行済株式総数	487,080	—	—
総株主の議決権	—	4,582	—

② 【自己株式等】

2021年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名 義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
フローバル 株式会社	大阪市西区西本町 一丁目 15 番 10 号	28,800	－	28,800	5.91
計	－	28,800	－	28,800	5.91

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	－	－	－	－	－	－
最低 (円)	－	－	－	－	－	－

(注) 当社株式は、2021年12月16日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

2021年11月12日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)		当中間連結会計期間 (2021年9月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		599,668		681,677
受取手形及び売掛金		840,598		881,060
電子記録債権		219,857		282,344
商品		788,769		1,019,500
貯蔵品		17,825		14,615
その他	※ 2	57,760	※ 2	57,199
貸倒引当金		△161		△190
流動資産合計		2,524,320		2,936,206
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）		91,247		89,154
土地		135,605		135,605
リース資産（純額）		8,489		13,718
その他（純額）		21,125		17,196
有形固定資産合計	※ 1	256,468	※ 1	255,674
無形固定資産				
リース資産		9,518		7,461
その他		7,011		20,997
無形固定資産合計		16,529		28,459
投資その他の資産				
投資有価証券		9,098		9,626
差入保証金		83,892		58,712
繰延税金資産		79,856		85,259
その他		13,897		13,100
貸倒引当金		△1,711		△1,752
投資その他の資産合計		185,032		164,947
固定資産合計		458,031		449,080
資産合計		2,982,351		3,385,287

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	325,237	236,005
電子記録債務	265,384	339,698
短期借入金	40,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	40,049	11,742
リース債務	6,445	7,525
未払金	143,753	110,411
未払法人税等	18,153	45,296
前受金	6,046	326,693
契約負債	—	7,634
賞与引当金	53,279	53,707
その他	※2 46,144	※2 21,219
流動負債合計	944,493	1,259,934
固定負債		
長期借入金	40,000	40,000
リース債務	13,378	15,856
役員退職慰労引当金	38,898	40,984
退職給付に係る負債	12,388	12,943
資産除去債務	45,382	45,405
その他	2,800	2,800
固定負債合計	152,847	157,990
負債合計	1,097,340	1,417,925
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	9,470	9,470
利益剰余金	1,796,022	1,876,330
自己株式	△29,903	△30,661
株主資本合計	1,865,588	1,945,139
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,938	2,219
繰延ヘッジ損益	4,710	2,503
為替換算調整勘定	12,772	17,499
その他の包括利益累計額合計	19,422	22,222
純資産合計	1,885,010	1,967,362
負債純資産合計	2,982,351	3,385,287

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	2,645,209
売上原価	1,793,642
売上総利益	851,567
販売費及び一般管理費	※ 740,905
営業利益	110,662
営業外収益	
受取利息	47
受取配当金	203
仕入割引	2,423
受取地代家賃	5,100
為替差益	9,049
その他	848
営業外収益合計	17,673
営業外費用	
支払利息	211
売上割引	3,719
賃貸原価	778
その他	1,454
営業外費用合計	6,163
経常利益	122,171
税金等調整前中間純利益	122,171
法人税、住民税及び事業税	46,501
法人税等調整額	△4,637
法人税等合計	41,863
中間純利益	80,308
親会社株主に帰属する中間純利益	80,308

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益	80,308
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	280
繰延ヘッジ損益	△2,207
為替換算調整勘定	4,726
その他の包括利益合計	2,800
中間包括利益	83,108
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	83,108
非支配株主に係る中間包括利益	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,000	9,470	1,796,022	△29,903	1,865,588
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			80,308		80,308
自己株式の取得				△757	△757
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	－	－	80,308	△757	79,551
当中間期末残高	90,000	9,470	1,876,330	△30,661	1,945,139

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	1,938	4,710	12,772	19,422	1,885,010
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益					80,308
自己株式の取得					△757
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	280	△2,207	4,726	2,800	2,800
当中間期変動額合計	280	△2,207	4,726	2,800	82,351
当中間期末残高	2,219	2,503	17,499	22,222	1,967,362

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	122,171
減価償却費	11,702
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,086
賞与引当金の増減額 (△は減少)	428
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	69
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	555
受取利息及び受取配当金	△251
支払利息	211
売上債権の増減額 (△は増加)	△102,989
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△227,739
仕入債務の増減額 (△は減少)	△14,917
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△31,658
その他	△7,157
小計	△247,487
利息及び配当金の受取額	251
利息の支払額	△193
法人税等の支払額	△23,971
営業活動によるキャッシュ・フロー	△271,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△564
有形固定資産の取得による支出	△14,547
有形固定資産の売却による収入	326,647
無形固定資産の取得による支出	△15,601
投資有価証券の取得による支出	△98
差入保証金の差入による支出	△203
差入保証金の回収による収入	25,200
その他	△209
投資活動によるキャッシュ・フロー	320,622
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入による収入	60,000
長期借入金の返済による支出	△28,307
自己株式の取得による支出	△757
リース債務の返済による支出	△3,912
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,023
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,199
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	81,444
現金及び現金同等物の期首残高	596,908
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 678,352

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

Flobal (Asia) Pte.Ltd.

芙蓉(上海)商貿有限公司

Flobal Korea Co.,Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産

商品

当社及び在外子会社は主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

当社及び在外子会社は主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

海外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～17年

工具、器具及び備品 5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

当社は主として確定拠出制度を採用しておりますが、一部確定給付制度も採用しております。確定給付制度では、功労のあった管理職に対して退職時に支給する功労金に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（5）重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2021年3月26日）を適用しており、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（6）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。なお、その実行と管理は内部管理規程に基づいており、為替予約は実需の範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は下記の通りであります。

① 自社ポイント制度による収益認識

当社ではカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを提供しています。当プログラムは会員のお客様に、当社の財又はサービスの購入金額に応じてポイントを付与しており、付与されたポイントは当社から提供される財又はサービスと交換することができます。従来は、顧客がポイントを値引として使用した時に売上高から控除しておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

② 返品権付取引に係る収益認識

従来は、顧客から返品された商品を当社が検収した時点で売上高から控除しておりましたが、返品されると見込まれる商品の変動対価に関する定めに従って、収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当中間連結累計期間の売上高が3,145千円減少、売上原価が219千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ2,925千円減少しております。なお、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。収益認識基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部は、当中間連結会計期間より、「契約負債」に含めております。

なお、収益認識会計基準89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年3月6日内閣府令第9号)附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大や収束時期に関しては、依然として予想することは困難な状況ではありますが、当社グループは2021年度以降も一定期間にわたり継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化等した場合には、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額及び 減損損失累計額	147,745	152,305

※2 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
従業員給料及び手当	252,168
賞与引当金繰入額	53,707
役員退職金引当金繰入額	1,235
退職給付費用	3,210

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計 期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	487,080	—	—	487,080
合計	487,080	—	—	487,080
自己株式				
普通株式(注)	28,500	300	—	28,800
合計	28,500	300	—	28,800

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 300 株は、株主総会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	681,677
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△3,325
現金及び現金同等物	678,352

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

(1) 有形固定資産

「工具、器具及び備品」であります。

(2) 無形固定資産

「ソフトウェア」であります。

2. リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」及び「電子記録債権」につきましても、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払金」につきましては、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

前連結会計年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	9,098	9,098	—
資産計	9,098	9,098	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	80,049	80,024	△24
負債計	80,049	80,024	△24
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	7,197	7,197	—
デリバティブ取引計	7,197	7,197	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

（単位：千円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	9,626	9,626	－
資産計	9,626	9,626	－
長期借入金（1年内返済予定を含む）	51,742	51,724	△17
負債計	51,742	51,724	△17
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	3,824	3,824	－
デリバティブ取引計	3,824	3,824	－

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	9,626	—	—	9,626
資産計	9,626	—	—	9,626
デリバティブ取引（※）				
通貨関連	—	3,824	—	3,824
金利関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	3,824	—	3,824

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	—	51,724	51,724
負債計	—	—	51,724	51,724

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で元利金の合計を割り引いて時価を算定しております。これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格を時価としております。入手した価格の構成要素として、観察可能な金利、外国為替等をインプットとして用いていることから、レベル2の時価に分類しております。取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	9,098	6,136	2,962
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		9,098	6,136	2,962

当中間連結会計期間 (2021年9月30日)

(単位：千円)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	9,626	6,235	3,391
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		9,626	6,235	3,391

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的 処理方法	為替予約取引 買建	外貨建予定取引			
	米ドル		81,226	—	2,199
	中国元		107,399	—	4,997
合計			188,626	—	7,197

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当中間連結会計期間 (2021年9月30日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的 処理方法	為替予約取引 買建	外貨建予定取引			
	米ドル		26,467	—	1,500
	中国元		45,843	—	2,324
合計			72,310	—	3,824

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
期首残高	18,243	45,382
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,107	—
時の経過による調整額	31	22
中間期末(期末)残高	45,382	45,405

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社では、大阪府において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。
前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,645千円(賃貸収益は営業外
収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおり
であります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
連結貸借対照表計上額	
期首残高	145,022
期中増減額	△682
期末残高	144,340
期末時価	188,817

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、減価償却費 682千円であります。
3. 期末の時価は、主として「公示価格」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行
ったものを含む。)であります。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結貸借対照表日における時価に前連結
会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表
計上額、当中間連結会計期間増減額、時価及び当該時価の算定方法の記載は省略しておりま
す。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
顧客との契約から生じる収益	2,645,209
その他	—
合計	2,645,209

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
4,110円54銭	4,292円23銭

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	175円16銭
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	80,308
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	80,308
普通株式の期中平均株式数(株)	458,477

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(重要な資産の譲渡)

当社は、2021年7月9日開催の取締役会で当社が保有する固定資産を譲渡することを決議し、2021年8月24日に不動産売買契約を締結いたしました。

(1) 固定資産の譲渡の理由

経営資源の有効活用及び資産効率の向上を図るため、以下の固定資産を譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容

所在地	大阪市西区立売堀五丁目8番, 五丁目9番2
資産の内容	245.55㎡
譲渡益	182,081千円
用途	賃貸用不動産

(3) 譲渡相手先の概要

売却先は契約上の都合により公表を控えさせていただきます。なお、売却先と当社との間には、記載すべき資本関係・人間的関係・取引関係はなく、関連当事者にも該当いたしません。

(4) 譲渡の日程

- ① 契約締結日 2021年8月24日
- ② 物件引渡日 2021年12月26日

(5) 特別利益の計上

当該固定資産の譲渡に伴い、2022年3月期連結会計年度において、固定資産売却益182,081千円を特別利益として計上いたします。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月28日

フローバル株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス 愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフローバル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間

(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フローバル株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な

保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。